#### れいわ ねんどぶんきょうくしょうがいしゃちいきじりっしえんきょうぎかい令和3年度文京区障害者地域自立支援協議会

#### だい かいしょうがいとうじしゃぶかい けんりょうごせんもんぶかい ごうどうかいさい しだい 第2回障害当事者部会・権利擁護専門部会 合同開催 次第

区民センター2-A会議室

- 1 **開会挨拶** 自立支援協議会 会長 高山氏より
- 2 各部会の説明及び自己紹介
  - (1)障害当事者部会【資料第1号】
  - (2)権利擁護専門部会【資料第2号】
- とうじしゃいいん たいけんだん しっぎおうとう しりょうだい ごう **3 当事者委員の体験談と質疑応答【**資料第3号】

とちゅうきゅうけい ぷん(途中休憩10分)

- いけんこうかん **4 意見交換**
- 5 その他

#### はいふしりょう

しりょうだい ごう しょうがいとうじしゃぶかい しょうかい 資料第1号 障害当事者部会の紹介

しりょうだい ごう けんりょうごせんもんぶかい しょうかい 資料第2号 権利擁護専門部会の紹介

しりょうだい こう けんりょうご いしけっていしぇん 資料第3号 権利擁護と意思決定支援

しりょうだい4ごう りょうぶかいいんめいぼ 資料第4号 両部会委員名簿

### 当事者部会とは

- しょうがいしゃちいき じりつ しえんきょうぎかい ぶかい しょうがいりかい ふか けいはつかつどうなど けんとう ○障害者 地域自立支援協議会の5つの部会のうちの1つで、障害 理解を深めるための啓発活動等についての検討を おこな 行っています。
- とうじしゃ いいん ないぶ しょうがい しかく しょうがい したい ふじゅう ちてき しょうがいなどさまざま しょうがい も とうじしゃ かたがた ぶかい 当事者委員として、内部障害、視覚障害、肢体不自由、知的障害等様々な障害を持っている当事者の方々が部会の かっどう さんか 活動に参加しています。
- ○部会の数が増えてきたこともあり、今後の当事者部会のあり方についても話し合われています。当事者の声を他の部会に届けていくことが重要という、高山会長からの助言もあり、今回の権利擁護専門部会との合同開催が企画されました。今後も他部会との交流や傍聴を考えています。

### ぶんきょうくじりっしえんきょうぎかいしょうがいとうじしゃぶかい文京区自立支援協議会障害当事者部会

## **平成28~平成30年度**





マ成28年11月12日(土)

ぶんきょうそうごうふくし 文 京 総合福祉センターまつりへの参加

- ・シンポジウム開催
- ・売店での駄菓子の販売





へいせい ねん がつ にち ど 平成29年3月19日(土)

まうようだいがく 東洋大学シンポジウムへの参加

とうじしゃ かつどう い ぎ 「当事者が活動する意義」



へいせい ねんだい かいしょうがいとう じしゃぶかい 平成30年第3回 障害当事者部会

で成30年11月1日(木)

とうようだいがく たかやまきょうじゅ っくい 東洋大学 高山教授から津久井やまゆり園についての話

<sup>うかが</sup> を伺いました。



へいせい ねんだい かいしょうがいとう じしゃ ぶかい 平成29年第4回障害当事者部会

へいせい ねん がっ にち 平成30年1月15日

ヘルプマークについての意見交換



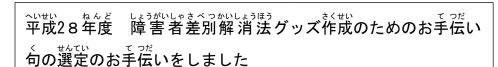
施設入所者の方は、施設の中で生活が完結 しており、閉ざされた空間で過ごしている ことが問題。

環境が変わることで意思の表明が可能 になっていく。

~いせい 平成28 (2017) 年度

マ成29 (2018) 年度

マ成30 (2019) 年度



区役所障害福祉課にて障害理解促進のために、子供など にも障害について理解してもらうための俳句を作り、カ ルタ・ クリアホルダー・カレンダーに掲載しました。



きっきづいたら こえかけて







にょうがいしゃきべっかいしょうほう 障害者差別解消法グッズ カ ルタを使っての「カルタ大会」



いただきます





マ成29年11月12日(日)

しょうがいとうじしゃぶかい しゅたい 障害当事者部会が主体となった

文京総合福祉センターまつりへの

きんか **参加** 





へいせい ねん がつ にち すい 平成31年1月23日(水)

ソーシャルカフェ・サインウィズミーへ有志で行きました

「サインウィズミー」は聴 覚 障 害のある方が経営するカ フェです

たんない 店内の公用語は「手話」です





けんりようごせんもんぶかい

#### 権利擁護専門部会について

- 年に2回から3回開催しています。
- \* メンバーは障害当事者の方をはじめ、弁護士さんや司法書士さん、

民生委員さん、障害者相談員の方、関係機関など障害者の支援をする
かたがた
方々です。

• 障害者の権利を守るために何ができるのかについて<u>話しあっています</u>。

権利擁護に関する課題を

話し合い、親会に報告します。

## これまでの話し合いの内容

- 1 成年後見制度を利用するにあたっての課題
  - ・いつから利用するのが良いかわからない・・・
  - ・誰に相談するのが良いかわからない・・・
  - ・費用負担が重い・・・
- 2 意思決定支援について
  - ・投票支援のお話を施設職員からお聞きしました。
- 3 親亡き後の金銭管理における事例検討 ・・・など

# けんりょうご いしけっていしえん 権利擁護と意思決定支援

2021年11月30日(火)10時から12時

第2回障害当事者部会・権利擁護専門部会合同開催

### **「権利擁護」の広がり**

- けんりょうご ことば ねんだい ひろ ふきゅう **権利擁護という言葉は、2000年代に広く普及しました**。
- ねんだい かいごほけんせいど せいねんこうけんせいど ととの こる 2000年代は、介護保険制度や成年後見制度が整った頃です。
- けんりょうご ことば こうれいしゃ しょうがいしゃ ほか こ 「権利擁護」という言葉は、高齢者、障害者の他にも、子ども、

ほーむれす がいこくじん さまざま かた たい つか ホームレス、外国人など様々な方に対して使われています。



### # 検りょうご **権利擁護とは?**

ばん じじょう じぶん おも かんが ほか ひと った 「何らかの事情によって、自分の思いや考えを他の人に伝える

った かた よわ にちじょうせいかっ ことができず(あるいは伝え方が弱いため)、日常生活において

ふり たちば お ひと しえん かつどう 不利な立場に置かれている人たちを支援する活動」です。

### **権利擁護の 考 え方の変化①**

けんりょうご ことば だいべんかつどう かつては、「権利擁護」という言葉は「代弁活動」であると

<sup>かんが</sup> 考 えられてきました。

- とうじしゃいがい ひと とうじしゃ しゅちょう いっぱんてき 当事者以外の人が当事者について主張することが一般的だったのです。
- しかし、そうした考え方は、今、大きく変化してきています。
- \* その背景として、2006年の障害者権利条約があります。

### **性利擁護の考え方の変化**②

しょうがいしゃけんりじょうやく ほんにんじしん いしけってい しえん 章 害者権利条約では、「本人自身による意思決定を支援することが

<sub>thのりょうご きほん</sub> <mark>権利擁護の基本であること」が</mark>明らかにされました。

たにん ほんにん かんするけってい ほんにん いし せんにん しまる 本人に関する決定」から「本人による意思

けってい たにん しえん かんが かた おお へんか 決定の他人による支援」へと、 考 え方が大きく変化しました。

#### けんりょうご にな て だれ 権利擁護の担い手は誰?

ほんにん かか すべ ひと にな て 本人に関わる全ての人が担い手です。



- ほんにん せいかつ しえん ひとびと へるぱー 本人の生活を支援する人々(ヘルパーなど)
- ほんにん そうだん うけるひとびと けあまねーじゃー 本人から相談を受ける人々(ケアマネージャーなど)
- ほうりつ かか しえん ひとびと こうけんにん法律に関わる支援をする人々(後見人など)

せんもんしょく ともだち かぞく すべ ひと かか 専門職だけでなく、友達、家族など全ての人が関わっています。

## いしけってい しゅるい 意思決定の種類

- ①AさんのことはAさんが決め(自己決定)、それを支援する。
  - これが意思決定支援です。
  - これに対して、
- ②A さんのことをB さんが決める(代 行 決 定)ただしB さんの思いで決めるわけではない。
- ③ A さんのことを関係するB さんと一緒に決める
- ④ A さんのことをB さんが決めて A さんが同意する

B さんの考えで A さんのことを けってい 決定するのは たしゃけってい 他者決定。

#### い しけっていしぇん しゅるい 意思決定支援の種類

- い しけいせいしえん **①意思形 成支援** 
  - ひつよう じょうほう ていきょう たよう せいかつけいけん かくほ →必要な情報を提供したり、多様な生活経験を確保すること
- い しひょうめいしえん ②**意思 表 明 支援** 
  - こみゅにけーしょん しゅだん くふう ほんにん はな かんきょう
    →コミュニケーション手段の工夫、本人が話しやすい環境づくり
- い しじつげんしえん ③**意思実現支援** 
  - - (1)から③の繰り返しの中で、多くの実体験が重ねられます。



#### まとめ

- けんりょうご いしけっていしえん ことば はってん 「権利擁護」や「意思決定支援」という言葉は、発展
  - とちゅうことば
    途中の言葉です。
- とうじしゃ かたがた こえ うかが みな かんが • 当事者の方々の声を伺い、皆さんで考えてみませんか?

さんこうぶんけん

#### 【参考文献】

にほんふくしだいがくけんりようごけんきゅう せ ん た 一 かんしゅう けんりようご い し けっていしえん

1. 日本福祉 大 学権利擁護 研 究 センター 監 修 『権利擁護がわかる意思 決 定 支援

ほう ふくし きょうどうしょぼうねん法と福祉の協働』ミネルヴァ書房、2018年

こうえきしゃだんほうじん にほんしゃかいふくししかい へん けっていしえんじっせん はんどぶっく 2. 公益社団法人 日本社会福祉士会 編『意思決定支援実践ハンドブッグ

みんじほうけんきゅうかい ねん 民事法研究会、2019年

M a	障害当事者部会			権利擁護専門部会		
No.	役職	氏名	所属等	役職	氏名	所属等
1		タカヤマ ナオキ 髙山 直樹	東洋大学 社会学部社 会福祉学科教授		タカヤマ ナオキ 髙山 直樹	東洋大学社会学部社会福祉 学科教授
2		シムラ ケンイチ 志村 健一	東洋大学 社会学部社 会福祉学科教授	部会長	マッシタ コウイチ 松下 功一	文京槐の会 は~と・ピア2施 設長
3	副部会長 当事者委 員	プグ ***コ 福田 美紗子	(身体)		デェダ ョウスケ 藤枝 洋介	障害者就労支援センター所 長
4	当事者委員	チケマ セイジ 竹間 誠次	(知的)		シグチ カズユキ 美濃口 和之	障害者基幹相談支援セン ター副所長
5	当事者委員	ナガノ エゾイチロウ 永野 栄一郎	(知的)		アダチ ユウシ 安達 勇二	文京地域生活支援センターあ かり
6	当事者委員	ゴグ 勢河野 孝志	(身体・視覚)		ウラザキ ヒロヤス 浦﨑 寛泰	ソーシャルワーカーズ法律事 務所(弁護士)
7	部会長 当事者委 員	コニシ ケイイチ 小西 慶一	(身体)		知が	(公社)成年後見センター・ リーガルサポート東京支部(司 法書士)
8	区委員	//\$ <del>/</del>	障害福祉課長		ヤスダ ゴウイチ 安田 剛一	民生委員·児童委員協議会 大塚地区副会長
9	補助人	マッシタ コウイチ 松下 功一	竹間委員補助人		ヤマグチ ケイコ 山口 恵子	知的障害者相談員
10				副部会長	シャガードシュキ 新堀 季之	社会福祉士(高齢者あんしん 相談センター駒込センター 長)
11					<sup>ヒライシ</sup> ススム 平石 進	文京区社会福祉協議会 権 利擁護センター係長
12				当事者委 員	<sup>スギウラ</sup> コウスケ 杉浦 幸介	障害当事者
13				当事者委 員	ダー だ 久米 佳江	障害当事者
14				区委員	<sup>シブヤ</sup>	障害福祉課身体障害者支援 係長(身体障害者福祉司)
15				区委員	ァライ サキ 荒井 早紀	障害福祉課知的障害者支援 係長(知的障害者福祉司)
16				区委員	タカマツ イズミ 髙松 泉	予防対策課保健指導係長 (保健師)
17				区委員	ザウ ユウジ 佐藤 祐司	予防対策課精神保健係長
18				区委員	だり にっ 安藤 浩子	福祉政策課地域福祉係主査
	事務局	障害者基幹相 (美濃口・林	談支援センター ・立柳・關)	事務局	文京区社会福 (平石・山田	